

長崎外国語大学 公的研究費不正防止計画ー2025（令和7）年度ー

2025（令和7）年4月1日策定

考えられる不正発生要因	2024（令和6）年度 公的研究費不正防止計画	2024（令和6）年度 実施状況	2025（令和7）年度 公的研究費不正防止計画
- 研究機関内で責任と権限の所在が十分に認識できていない場合がある。 - 時の経過とともに責任意識が低下する。	「長崎外国語大学 公的研究費の不正使用防止対策基本方針」（以下、「基本方針」という。）第1項に基づき、最高管理責任者は学長、統括管理責任者は副学長とし、HP等で職名を公開する。 - 最高管理責任者は経営企画協議会及び理事会に本計画の内容等を報告し、本計画の効果等について役員等と議論を深める。	- 最高管理責任者を学長、統括管理責任者を研究担当副学長として本学 HP 上で職名を公開した。 - 最高管理責任者（学長）は、経営企画協議会及び理事会への報告を行い、理事会の席上で本委員会に対する監査報告の際に役員等との意見交換の場を持った。	「長崎外国語大学 公的研究費の不正使用防止対策基本方針」（以下、「基本方針」という。）第1項に基づき、最高管理責任者は学長、統括管理責任者は研究担当副学長とし、HP等で職名を公開する。 - 最高管理責任者は経営企画協議会及び理事会に本計画の内容等を報告し、本計画の効果等について役員等と議論を深める。
公的研究費（科研費）の使用（執行）ルールや業務フローが明確化されていない。	【優先取組事項】 「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。 - 本計画を各種モニタリングの結果及びリスク顕在化時のケーススタディを基に定期的に見直す。 2023年度の公的研究費内部監査の結果を受けて「同一業者との高額な多頻度取引」のスクリーニング手法（金額・頻度等の明確化）について委員会での協議を実施し、教職員に周知する。 「研究出張の事実確認徹底」の観点から自由記述形式の出張報告書を必須記載事項ごとに記入欄を設ける等の様式改定に取り組む。	【優先取組事項】 - 文科省への2種のチェックリスト提出に併せてモニタリング・ケーススタディに基づくリスク顕在化要因の精査を委員会が実施し、計画の見直し要否を検討した（見直し不要となった）。 「同一業者との高額な多頻度取引」の基準について委員会で「総額15万円/3回以上（但しアマゾンビジネスを除く）」という基準を策定し教職員に周知した。 - 研究出張報告については様式改定を担当課で検討し、改定案を策定済であるが運用開始には至らなかった。但し担当課にて研究出張後の報告書の提出有無を精査し、未提出者への徴求により事実確認徹底を図った。	【優先取組事項】 「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。 - 本計画を各種モニタリングの結果及びリスク顕在化時のケーススタディを基に定期的に見直す。 「研究出張の事実確認徹底」の観点から、オンライン参加を含む研究業務への従事状況の確認の徹底を行い、証憑の徴求等により事実確認の徹底を図る。
- 競争的資金が公的研究費であるという意識が希薄である。 - コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。 12月にコンプライアンス研修会を実施し、研究関連規程等について、学内外の研究者及び事務職員に周知を図る。 - 学長によるコンプライアンスに係る啓発活動として、4月の新任教員オリエンテーションと上記12月のコンプライアンス研修会での説明を実施する。 - コンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修（eラーニング）を実施する。 - 理解度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図る。 - 研究費不正防止の理解向上啓発のため第2四半期と第4四半期にEメールによる啓発活動を実施する	12/11～13に当該研修会を実施し、学内外の研究者・事務職員に対して研究関連規程等の周知を図った。 - 学長が新任教員オリエン・上記研修会で左記内容に係る挨拶を行った。 - 上記研修会に併せて研究倫理教育研修（eラーニング）を実施した。 - 研修会終了後に対象者全員から理解度チェックシート、誓約書を徴取した。 - 第2四半期の取組は第3四半期に遅延したものの、学生へのアルバイト謝金の取扱いに係る注意喚起を学内ポータルで実施したほか、第4四半期には「同一業者との高額な多頻度取引」の基準について、学内ポータルで周知を図った。	「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。 12月にコンプライアンス研修会を実施し、研究関連規程等について、学内外の研究者及び事務職員に周知を図る。 - 学長によるコンプライアンスに係る啓発活動として、4月の新任教員オリエンテーションと上記12月のコンプライアンス研修会での説明を実施する。 - コンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修（eラーニング）を実施する。 - 理解度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図る。 - 研究費不正防止の理解向上啓発のため第2四半期と第4四半期にEメールによる啓発活動を実施する
不正使用に関する通報（告発・相談）窓口及び通報者の保護体制の周知が不徹底	「基本方針」第3項に基づき、以下の対応を行う。 - 不正使用に関する通報者の保護体制について学内への周知を徹底する。 - 取引業者より不正防止の誓約書を徴取する。特に2020年以降に新規取引開始した業者への誓約書提出依頼及び進捗管理を行い、全業者からの提出を確認する。 - 取引業者に対し、本学の不正防止への取組を発信する。	- 不正使用に関する通報者保護体制について上記研修会で周知した。 2020年に全取引業者から当該誓約書を徴取し、以降は新規取引開始時にHP所掲請求書の提出を依頼しているが、2024年度は前回以降の新規取引開始業者の精査を行い、一部は年度末までに提出を依頼した。但し悉皆での対応には至らず、次年度に持ち越すこととなった。 - HPIにおいて取引業者に対し、本学の不正防止の取組を発信した。	「基本方針」第3項に基づき、以下の対応を行う。 - 不正使用に関する通報者の保護体制について学内への周知を徹底する。 - 取引業者より不正防止の誓約書を徴取する。特に2020年以降に新規取引開始した業者への誓約書提出依頼及び進捗管理を行い、全業者からの提出を確認する。 - 取引業者に対し、本学の不正防止への取組を発信する。
実効性のあるモニタリングが不十分である。	「基本方針」第4項に基づき、以下の対応を行う。 学長が指定した内部監査担当者による経理に関する内部監査、及び研究推進委員会による体制整備等に関する内部監査を実施するとともに、前年度監査結果を受けた改善状況をモニタリングする。監事との合同監査も検討する。	- 内部監査担当者（法人管財課長：学院内部監査委員）により経理を含む内部監査が実施され、特段のリスク要因はないとの所見を得た。 - 研究推進委員会の体制整備等に関する内部監査は監事との合同監査として実施され、「体制整備等自己評価チェックリスト」の内容には問題ない旨の所見を得た。	「基本方針」第4項に基づき、以下の対応を行う。 学長が指定した内部監査担当者による経理に関する内部監査、及び研究推進委員会による体制整備等に関する内部監査を実施するとともに、前年度監査結果を受けた改善状況をモニタリングする。監事との合同監査も検討する。

長崎外国語大学 公的研究費の不正使用防止対策基本方針

2025（令和7）年4月1日 学長裁定

- 研究機関内で責任と権限の所在を規程上に明確化するとともに、本情報を公開することで各責任者の意識低下を未然に防止する。
- 公的研究費（科研費）の使用（執行）ルールや業務フローを明確化するとともに、競争的資金が公的性格を帯びるものであるという意識の醸成に努め、関係者のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。
- 不正使用に関する通報（告発・相談）窓口及び通報者の保護体制の周知を徹底する。
- 公的研究費不正防止に向けた実効性あるモニタリング手法を確立するとともに、その確実な履行、分析、フィードバックに努める。